

汚染防止・対応小委員会第6回会合（PPR 6）

主な審議結果

1. 燃料油硫黄分 0.50%規制関係について

（1）SOx 排ガス洗浄装置（スクラバー）の排水の環境影響に関する検証結果

現在、一部の地域において、科学的根拠を示すことなくスクラバーからの排水禁止が導入されています。一方、我が国は、生物試験や成分分析、シミュレーションによるスクラバーの排水の環境影響に関する検証を行い、短期的にも長期的にも環境に影響を与える可能性は著しく低いとの結論に至っています。

このため、我が国は、今次会合において、上記検証結果を発表し、諸外国に対して科学的根拠のない規制導入の抑止を図るべく牽制しました。

（2）燃料油硫黄分 0.50%規制の統一の実施のためのガイドライン

SOx 規制に伴い、安価な基準不適合燃料油の不正使用などにより、外航海運の競争が不当に歪められることが懸念されています。このため、IMO・PPR では昨年 2 月より、規制の統一の実施方策に関する審議を実施しています。

今次会合では、我が国の提案に基づく以下の内容を盛り込んだガイドライン案をとりまとめました。

- ① 燃料油の基準（硫黄分濃度0.5%以下）適合性を確認するための分析の方法
- ② 燃料油の品質を確保するために燃料サプライヤーに対して監督官庁が行う対策
- ③ 不正が発覚した場合における、各国間での不正情報の共有方法 等

本ガイドライン案は、本年 5 月の第 74 回海洋環境保護委員会（MEPC74）にて正式に採択される予定です。

（3）スクラバーの検査方法等の見直し

PPR では、昨年より、スクラバーの検査方法等を定めたガイドラインについて、用語の明確化や故障時の取扱い等を検討しています。今次会合では、用語の明確化等について引き続き検討が必要であることが合意され、次回会合で継続審議されることとなりました。

2. 北極海における重質燃料油の規制について

北極海における事故等による重質燃料油の流出が、同海域の環境に多大な影響を及ぼしうる懸念が欧州諸国や米国等から示されています。このため、重質燃料油の北極海における保持・使用の禁止を視野に、重質燃料油の定義、重質燃料油の保持・使用措置導入による影響評価法、北極海における重質燃料油流出リスクを低減するためのガイドラインについて、今次会合より PPR での検討を開始しました。

今次会合では、検討の対象とする重質燃料油の定義を暫定的に次の通り決めました。

密度 900 kg/m³ 以上 (15°C) 又は 動粘度 180 mm²/s 以上 (50°C)

また、北極海における重質燃料油の保持・使用禁止を前提に、適用時期などを変えた場合の社会や環境への影響の違いを評価する方法を策定しました。今後、同評価法に基づく各国等による評価結果を踏まえ、規制のあり方について検討されることとなっています。

併せて、北極海における重質燃料油流出リスクを低減するためのガイドラインについて、引き続き検討を進めていくこととなりました。

3. 船舶からのブラックカーボン排出抑制手法について

北欧諸国等から、船舶からのブラックカーボン (BC: 燃焼で発生する黒いすす) が北極域の氷雪融解や地球温暖化の一因であると問題提起され、PPR で検討が行われています。

これまでに、BC の定義が合意され、データ収集のための計測方法が 3 つ (FSN、PAS、LII) に特定されるとともに、BC 排出抑制手法について、メールベースでの審議 (コレスポネンス・グループ) により検討が行われてきました。

今次会合をもって PPR における作業を終了し、これまでに行われた BC の定義、計測法及び排出抑制手法に関する検討結果を MEPC へ報告することが合意されました。 本年 5 月に開催される MEPC 74 において、今後の方向性について議論が行われます。

4. バラスト水管理条約の運用について

バラスト水[※]中に含まれる水生生物が本来の生息地ではない海域に移入・繁殖することによる生態系への悪影響を防止するため、2017 年に、バラスト水管理条約が発効しました。

今次会合では、同条約に基づき搭載された バラスト水処理装置が適切に稼働しているかどうかを確認するための船上での簡易的な検査方法について議論が行われました。審議の結果、検査方法の信頼性を確保するために、新たに統一的な基準を設ける必要性が指摘され、今後、関心国が具体的な提案を提出することとなりました。

※バラスト水…船舶の安定性を保つために荷物量等に応じて「おもし」として出し入れする海水

5. AFS 条約に基づく船底用塗料の規制について

船舶の底面には、海中生物の付着等を防止するための防汚塗料が使用されています。この、防汚塗料の使用による海洋環境への悪影響を防止するため、2001年に採択された有害防汚方法規制条約（AFS 条約）により、TBT（トリブチルスズ）などの有機スズ化合物の使用が禁止されています。また、現在、IMO では、新たに、シブトリン（通称イルガロール）を同条約に基づく使用禁止の対象とするかどうかについて検討が行われています。

今次会合では、シブトリンの禁止に伴う各種影響について、海洋環境保護、海上交通への経済的影響、技術的妥当性等の観点から包括的に検討しました。審議の結果、シブトリンの禁止は問題なく実施可能であり、今後、2021年10月の発効に向けて、更に関連ガイドラインについて検討を継続することが合意されました。

6. ふん尿等浄化装置の検査方法等の見直しについて

船舶から排出するふん尿等の汚水の処理方法の一つとして、IMO が定める技術基準に適合した「ふん尿等浄化装置」を用いる方法があります。

今次会合では、当該装置についての技術基準や検査方法を強化するとともに、処理後の汚水の水質をモニタリングすべきとの提案が出されましたが、本提案については MEPC での検討がまずは必要であるとの結論となり、関心国が、本年5月の MEPC 74 に具体的な提案を提出することとなりました。

以 上